

1. 財団的性格

- 戦前から財団法人の仕組みを活用して私立学校が設立されてきた。
- 施設整備費や学校設置当初の経常費に対する公費支援の仕組みがない。また、授業料等の私費負担に関する公定価格の仕組みがない。
- 出えんされた寄附財産に与えられた法人格であることを踏まえ、設立者の意思をできるだけ尊重する観点から、理事会による意思決定が重視されてきている。
- 理事に校長、評議員、学識経験者を置くとともに、多様な意見を運営に反映し、公共性を高める観点から、原則諮問機関としての評議員会が設けられている。

2. 社団的性格

- 大学には学問の自由が認められ、教師や学生のギルドとしての歴史的由来もある。
- 特定の範囲の子弟や地域のために学校が設立される場合も一定程度ある。
- 理事に校長を含める仕組みを通じて、経営面と教学面の連携を図りつつ、理事会の責任により安定的な運営を確保する取組が定着してきている。
- 評議員会の構成として、法人の職員や卒業生を含めることが認められている。

3. 自主性への配慮

- 私立学校の特性や戦前の教育行政の歴史を踏まえ、法人の自主性を重んじる観点から、寄附行為の定めによる自治に委ねることが重視されてきている。

4. 私立学校を取り巻くステークホルダーのイメージ

(過去)

- 設立者、寄附者
- 卒業生

(現在)

- 在校生、教員・研究者、職員
- 保護者、寄附者
- 産業界、学界
- 地方自治体、地域社会

(未来)

- 在校生、教員・研究者
- 保護者、寄附者